

令和4年度ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果について

関東東北産業保安監督部
保 和 安 課
令 和 6 年 5 月

令和4年度関東東北産業保安監督部において実施したガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果は、以下のとおり。

【第2四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程、保安業務規程で規定されている保安教育を行っていなかった。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	・ガス事故報告が提出されていなかった。 ・工事計画届出が提出されていなかった。

【第3四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程及び保安業務規定の組織図が実態と相違している。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程に定めている巡視点検記録がなかった。 ・保安業務規程における保安管理組織の系統図が定められていなかった。 ・特定容器の使用記録が所定の様式を用いていなかった
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	・保安規程及び保安業務規程定められた組織図が実態と相違していた。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程及び保安業務規程における保安教育について一部記録されていなかった。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	・保安規程及び保安業務規程定められた組織図が実態と相違していた。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	・保安規程及び保安業務規程における保安教育実施記録について確認できなかった ・保安規程で定められている定期自主検査を実施していなかった。 ・保安規程で定められている下位規程が、定められていなかった。 ・特定容器の使用記録が適切になされていなかった。

【第4四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指摘事項なし
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指摘事項なし
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・工事計画届出書未提出。 ・消費機器調査の期限が守られていなかった。 ・消費機器調査の調査表の様式が正しくなかった。

ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安教育の年間計画が定められていなかった。 ・定期自主検査の記録がなかった。 ・保安規程の下位規程がなかった。 ・災害発生時の体制が適切に定められていなかった ・特定容器の使用記録が適切になされていなかった。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で定められている点検が適切に行われていなかった
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で定められている組織図と実態が相違していた。 ・保安業務規程で定められている保安業務監督者が資格を持っている者ではなかった。 ・保安業務監督者の代行者が指名されていなかった。 ・保安教育の内容が保安規程及び保安業務規程どおりでなかった。 ・消費機器調査の調査表の様式が正しくなかった。